

-
- 2003 米英, イラク攻撃
武力攻撃事態対処法など有事関連3法制定
イラク復興支援特別措置法制定
**弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入に
関する政府見解(2003)**

今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。

-
- 2004 自衛隊のイラク派遣→多国籍軍への参加
国民保護法など有事関連7法制定
集団的自衛権と憲法についての政府解釈(2006)

日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合も憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究していく。

-
- 1995 新防衛計画の大綱を閣議決定
1997 新ガイドライン(日米防衛協力のための指針)策定
1999 周辺事態法などガイドライン関連法制定
-

-
- 2014 防衛装備移転三原則を策定
集団的自衛権の行使容認を閣議決定
**集団的自衛権と憲法について安倍内閣による
閣議決定(2014)**

憲法第9条は、我が国が外国の武力攻撃によって「我が国の平和と安全が根底から覆される」という急迫、不正の事態に対し、やむを得ない措置として必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないという、昭和47年の政府見解は、今後も維持する。しかし、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威により、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険性がある場合において、他に適当な手段がない場合、必要最低限の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるべきであると考えに至った。

-
- 2015 安全保障関連法制定
-